

原規規発第 2103033 号
令和 3 年 3 月 3 日

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 4 号機に係る発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の届出に係る工事開始制限期間について

2021年1月25日付け関原発第538号をもって届出があり、令和3年2月22日付け原規規発第2102224号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の10第5項の規定に基づき、同条第2項に規定する工事を開始してはならない期間を延長した高浜発電所第4号機に係る発電用原子炉施設の設計及び工事の計画については、工事を開始して差し支えありません。